

令和元年第4回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和元年12月12日(木) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第1号 生活保護基準引下げ中止を求める請願書
請願第2号 国民健康保険税(料)を協会けんぽ並みに引き下げを求める請願書
議第144号 下越障害福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
議第145号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議第146号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第161号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議第162号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議第163号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 5 出席委員(8名)
- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 尾形修平君 | 2番 | 大滝国吉君 |
| 4番 | 稲葉久美子君 | 5番 | 木村貞雄君 |
| 6番 | 長谷川孝君 | 7番 | 鈴木一之君 |
| 8番 | 河村幸雄君 | 9番 | 渡辺昌君 |
- 6 欠席委員(1名)
- 3番 平山耕君
- 7 委員外議員
- 竹内喜代嗣君 山田勉君 高田晃君
鈴木いせ子君
- 8 地方自治法第105条による出席者
- 議長 三田敏秋君
- 9 オブザーバーとして出席した者
- なし
- 10 説明のため出席した者
- | | |
|--------------|-------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 税務課長 | 建部昌文君 |
| 同課収納対策室長 | 大滝豊君(課長補佐) |
| 市民課長 | 八藤後茂樹君 |
| 環境課長 | 中村豊昭君 |
| 同課生活環境室長 | 本間研二君(課長補佐) |
| 同課生活環境室副参事 | 本間義貴君 |
| 同課新エネルギー推進室長 | 田中章穂君(課長補佐) |

保健医療課長	信田和子君
同課国保室長	佐藤克也君(課長補佐)
同課国保室係長	本間かおり君
同課健康支援室副参事	川崎健一君
介護高齢課長	小田正浩君
同課高齢者支援室長	山田美和子君(課長補佐)
同課高齢者支援室副参事	渋谷直人君
同課介護保険室長	高橋洋一君(課長補佐)
同課介護保険室係長	近藤知子君
同課地域包括支援センター長	田中加代子君
福祉課長	木村静子君
同課福祉政策室長	石田浩二君(課長補佐)
同課福祉政策室係長	鈴木祐輔君
こども課長	鈴木美宝君
同課子育て政策係課長補佐	高橋朗君
同課子育て支援室長	平山祐子君(課長補佐)
同課子育て支援室副参事	小林毅君
同課子育て支援室係長	石山留美君
神林支所地域振興課地域福祉室長	加藤誠一君

11 議会事務局職員

局長	小林政一
書記	菅井洋子

(午前9時58分)

委員長(渡辺昌君)開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、審査日程のとおり付託議案の審査を行うことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

日程第1 請願第1号 生活保護基準引下げ中止を求める請願書についてを議題とし、紹介議員(竹内喜代嗣君)から補足説明を受けた後、審査に入る。

渡辺委員長 最初に、紹介議員から特に補足して説明することがあったら願います。

(補足説明)

竹内喜代嗣 それでは簡潔に、文章を読んでいただければ理解できるかと思うので、不足する部分だけ発言をさせていただく。国民の4割が金融資産を持たない、貯金が幾らかあっても借金があるというような状況で、かつてないような行き詰まった日本の経済状況がある。私も含めて周りの人たちを見ても、多少の蓄えはあっても家のローンを抱えていたり、あるいは農業をしている人であれば、農業機械のローン返済を抱えていたりいたす。たまたま病気になったり、あるいは自分の家族に不幸があったり、失業したり、商売がうまくいかなかったり、運の悪い人たちが、私の知っている方たちでは、病気治療だけでもせめて、国保税の負担だけでもせめてということ

で生活保護の申請をしておられる方、受給しておられる方を知っている。ご存じかとは思いますが、年金のほかにわずかな収入があるのに、そのほかに生活保護費を受給できるかのような誤解をされている方がいらっしゃるが、最低限度の生活ラインを引いて、そこからご自身の年金収入があればそれを引くと。あるいは、商売やその他の収入があればそれを引くということで、いわば生きている最低限の生活支援がこの生活保護の制度である。アベノミクスは、三段ロケットで消費が喚起されて国民の懐が潤うのだということであったが、消費税が増税されて、さらに周りの皆さんの生活は苦境に立たされているというふうに思う。生活保護を受給されている方の生活保護費をさらに引き下げるといことは、耐えがたいことではないかなと思う。そして、私たち議会、村上市にとってもみても、この案文にも出てくるけれども、憲法25条の日本国民であれば、日本のどこに住んでいても文化的な最低限の生活ができるということから生じて、私たちの地方交付税制度も存在するわけである。アベノミクスの狙いは、日本人なんかどうでもいいと。要は僻地に住んでいる人間なんかどうでもいいという、そういうことにも乱暴な言い方だが、結びつくかとも思われる。ぜひとも採択願うようお願い申し上げます。以上だ。

(審 査)

渡辺委員長
長谷川 孝

これから審査に入る。意見のある方は発言願う。

これさっき局長に聞いたら3回目だということで、過去1回ずつ賛否分かれているわけだよね。それで、この文面自体は同じ文面なのか、それとも・・・これはこっちに聞くか。こっちに、これはこの文面は前回、前々回と同じ文面になるか。どうだろうか。

竹内喜代嗣
長谷川 孝

全く同じ文章ではないと思う。

これは、村上市だけに出している、意見書出してくれというのは、村上生活と健康を守る会は、これ共産党の方だと思うのだけれども、ほかのところの自治体とかというのはどのような形になっているか。

竹内喜代嗣
尾形 修平

県内全部とは言えないと思うけれども、全国的に取り組んでいる。

この請願の趣旨は十分に私理解できるのだけれども、村上市でも今約8億円弱の生活保護費が出ている中で、この請願の趣旨で言われているその医療費とかそういう部分に関しては、水準が低い方に関しては加配という格好で対応されていると思うのだ。その中で、生活保護費の中の約6割が医療費で占めているわけだから、これ以上のその生活保護の制度自体を守る中ででは、私は今回のこの措置はやむを得ないのではないかなと。だから、本来手厚くされるべき人に対しては手厚くしているし、そうでない人の部分を下げようということなので、私はこの請願に関しては反対だ。

木村 貞雄

この文章見れば実態がわかるわけなのだけれども、この中に憲法第25条に保障されている、憲法というのは総論という言葉使って、意味を捉える人によって違う場合もあるのだけれども、そもそも日本の憲法が終戦後世界的に改正もされていない。それらの大体年数のずれというのか、その当時は要するにそんなに長寿社会ではなかったはずだ。だから、医療費の問題から合わない面も出てくると思うのだけれども、要するに私はその国民の最も低い層のそれらを基準にして生活保護を下げようという方法なのだけれども、政府、自民党のやっていることなのだけれども、やはり私たちは一番市民に密着してかかわってきた中で、今までのかかわってきた中

で相談を受けたり、いろんな医療費や介護の施設とかそういった面考えてくると、もっと政府はほかの面で施策を充実して行って、あくまでも弱い者いじめみたいに生活保護を下げるようなやり方は、私は余り賛成できないのだけれども、ただこの中で裏面の意見書の中で、国の47制度と連動しているというのは私わからないのだ。それで、例えばこれはどうなるかわからないけれども、賛成して意見書出す場合であれば、そういった文句を変えてうまくつくった中で意見書を出したほうがいいと思うのだけれども、竹内さん、この47制度の連動というのは私わからないけれども、もしわかったら。

竹内喜代嗣

私の理解しているところで、先ほどもご説明で少しお話ししたけれども、憲法というのは最高規範で、憲法に基づいていろいろな法律が組み立てられて施行されて国の政治が行われているわけだ。だからこそ、地方交付税制度、健康で文化的な生活を全国どこでも享受することができるという、このことに基づいて組み立てられているわけで、最高裁の判例も出ているし、そのことでいろいろ裁判を起こしたりして闘って勝ち取ってきたのがこの生活健康を守る会の運動の歴史だ。私の年齢ぐらいに近いぐらいの会の歴史があったかと思うが、そういうことだと思う。だから、これがおろそかにされていけば、当然交付税が減らされては困るという、市議会と言えば誰もそのことで減らされて困るというのにおまえ反対かなんて、俺は賛成だなんて人はいないと思うけれども、連動していくということになるかと思う。以上、私が説明できる範囲はその程度で、あと意見書をこの議会の考え方で意見書という点では大いに賛成だ。木村委員とも、かつては神林村議会で意見書をほとんど変えるような形で意見書つくって出したりしていた経験があるが、そのようなことができればいいなと私は思っている。以上だ。

木村 貞雄

この私47制度と連動しているというのは、やはり国のほうに意見書出す場合は、ある程度の正確さがなくともまくなのではないかと、そういう考えで言ったわけなのだ。だから、これが正確でなければ、この文章を少し変更した中で意見書を出すというような、今ほども言ったように、合併前にはそういったことで意見書を出してきた経緯もあるので、私言っているのだ。

(何事か呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣

失礼した。私が皆様に理解していただけるような説明ではこの程度であるので、なるべく意見書を出す方向でご検討願えればと思う。

尾形 修平

先ほど反対の意見表明したのだけれども、私この生活保護、さっきも言ったのだけれども、制度自体の仕組みを直すというのであれば私は賛成するけれども、一律に生活保護基準を引き下げることに対しては反対だ。確かにさっきも言ったけれども、本当に手厚くされるべき人に対しては手厚くし、そうでなく受給している人も実際かなりおられる中で、その生活保護制度の制度そのものの改正ということであれば賛成するけれども、今回のこの請願に関しては反対させていただく。

稲葉久美子

確かにさっき言われたように、医療費が多額にかかっているというようなことで、生活保護費の中に医療費多く占めているという状況さっき話が出たのだけれども、私もその生活と健康を守る会に関係しているものだから、その実情というのか、私がそこに加わったというのは、やはり高齢であれば仕事ができなくて収入がないからということで生活できないということなのだけれども、あと若い人たちも、30代でも40代でもあろうと今のこのご時世だと派遣とかということで、体一個でまず働いている人たち多いわけだ。それで、自宅を持たないで、派遣だとどこへ飛ばされ

るかわからない状態で、会社の寮に入っている。そんなときに、ちょっと病気になると、結局入院、それから仕事につけない状況になると寮からも追い出されて、それで生活保護受けるという状況になってくるわけだけでも、1人で生活、しかも病気になる時点で食生活も細々となっていて病気を誘発してしまうという事例も多くあったりということと、それからやはり何かのきっかけで誰かが大病になってしまってもって財産がなくなってしまうというようなことで、生活保護受ける場合があるのだけでも、本当に働いていて外へ出られている人たちが生活保護受けている状況ではない中で、食べるの、それから電気、光熱費もちろんそうだけれども、そこら辺で生活しているというのが生活保護の生活だと思うのだ。実態だと思うのだ。その中で、前のときによく酒飲みに行っているなんていうような話も聞いたことあったけれども、たまたま飲みに行く飲み屋さんでは、毎度お酒のかわりに水入れているのだよ、薄めているのだよなんていう話もあったわけだ。やっぱりそういう意味で、電化製品も冷蔵庫や洗濯機とか釜、それからガステーブルなんかを買うという余裕は全然ないのだ。買ってほしいという範囲にも入っていないと。生活保護の基準になっていないということで、本当に食べるだけの生活というのはあるわけだ。その中で、まず3年間で10%ということになるけれども、本当に3万円であれば3,000円、3年間で3,000円なら1年間に1,000円ではないかというふうに見るとたかがと思うのだけれども、しかし1,000円であっても1日、2日の食費になるわけだから、そこまで削らなくてもいいのではないかというふうな生活の緊迫した状況があるということなのだ。そういう意味で、福祉全体でまず予算は国の予算も削られて、そしてあっちもこっちもというような状況で減らされているわけだけれども、そういう意味でそこまでやらなくてもいい。しかも、さっき47の制度と言ったけれども、私も47について全然わからないけれども・・・

渡辺委員長
稲葉久美子

簡潔に。
済みません、その連動してまず私たち身近では就学援助なんかも水準下げられていくわけだし、そういう意味でこれ以上下げないでほしいということで、ぜひこの意見書を上げてほしいなというふうに思う。済みません、長くて。

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、請願第1号は、起立少数にて原案のとおり不採択すべきものと決定した。

日程第2

請願第2号 国民健康保険税(料)を協会けんぽ並みに引き下げをを求める請願書を議題とし、紹介議員(竹内喜代嗣君)から補足説明を受けた後、審査に入る。

渡辺委員長

最初に、紹介議員から特に補足して説明することがあったらお願いします。

(補足説明)

竹内喜代嗣

特に補足することはないのだが、大ざっぱに言えば、県の市長会や、何回も市長からも答弁をいただいているが、市長会やあるいは知事さんの集まり等でも要望している内容なので、ぜひとも意見書案を持たねばだめだということで、かなり厳しい指摘をした意見書案ついているのだけれども、なるべく市長が要望してくださっている内容に沿って議会も足並みそろえて、人頭税みたいな子どもが生まれると幾らというふうにするような制度はやっぱりうまくないだろうということで、市長会

と知事会でも言っているわけなので、案文はお任せするので、市長が要望しているような内容に足並みそろえてこの委員会でも採択していただきたいと思う。以上だ。

(審 査)

渡辺委員長
尾形 修平

これから審査に入る。意見のある方は発言願う。
竹内委員に聞くけれども、この文面、全国知事会、全国市長会、今ほど説明にもあったけれども、地方団体は1兆円の公費投入を求めていると。その根拠を言ってくれ。どういうことでそういうことが言われているのかというのを、根拠。

竹内喜代嗣

根拠というのは、新聞等でも報道されているし、議会でも市長と議論をして、そのとおりだというふうにもいただいているわけなので、1兆円でも足りないということなのだけれども、当面1兆円入れれば値上げをとめることができるというふうに私は解釈をしている。

尾形 修平

私もいろいろ調べた中で、この文面は、民主商工会さんのホームページの文面とまるっきり一緒なのだ。その中でも、民商さんのやつを見ると、公費投入1兆円で新たな投入で協会けんぽ並みにということで、この文章が丸々民商さんの文章だというふうに私は理解したのだ。全国知事会、全国市長会でそういう要望が出されているのかということで調べた。調べた結果、全国知事会の要望書、全国市長会の要望書に1兆円の公費投入してくれなんてことは一言も触れられていない。だから、こういう請願の文書を出すときには、ある程度のその根拠があって私は出してしかるべきだと思うし、この請願されている、紹介されている議員が責任を持って答弁できるようなものでなければ私はだめなのかなというふうに思う。市長のほうの答弁で、本会議で答弁されているのは、してほしいということであって、要望として市長会並び知事会を出しているという事実はないのだ。その辺紹介議員としてどう思うか。

竹内喜代嗣

不正確な部分があったということであればおわびをする。ただ、公費投入の必要性については、市長会等でも知事会でも議論されていることだと思う。

尾形 修平

国保に加入している人は1,500万人、協会けんぽに加盟している人が4,500万人いる中で、一律にその協会けんぽ並みに下げるということ自体が私は乱暴な議論だなと思う。所得の少ない人に関しては7割、5割、2割の減免制度もある中で、逆に協会けんぽ、サラリーマンで加入している人よりも、国保で所得が多い人たちもいっぱいいるわけだから、一律のその議論を求めるといのはちょっと乱暴なやり方なのかなというふうに思うので、この請願に関しては反対する。

長谷川 孝

共産党としては、例えば国民健康保険に関して一般会計から繰り入れてもらいたいかという話をずっとしているところもあるのだけれども、実際できないというのは、やっぱり国保の人間というのがこれだけという限られた人数の中で公平さが担保されないのではないかという部分が大きいというふうに市長答弁とかもしているわけだから、だからこの問題をそのまま協会けんぽ並みに引き下げることができればいいのだけれども、ちょっと財政的なことを考えた場合に、なかなか難しいのではないかとこのように私も実は思っているんで、これはさっきのその1兆円の公費投入を含めてちょっと難しいのではないかなというふうな気がするんで、反対させてもらう。

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、請願第2号は、起立少数にて原

案のとおり不採択すべきものと決定した。

委員長（渡辺 昌君）暫時休憩を宣する。
（午前10時23分）

委員長（渡辺 昌君）再開を宣する。
（午前10時29分）

日程第3 議第144号 下越障害福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とし、担当課長（福祉課長 木村静子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

福祉課長 おはようございます。議第144号 下越障害福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであるが、新発田地域老人保健福祉事務組合の全ての施設が指定管理者制となったことから、事務の軽減、経費及び運用面等において効果的な体制とするため、令和2年3月31日をもって新発田地域老人福祉保健事務組合を解散し、その共同処理事務を下越障害福祉事務組合が承継すること。あわせて、組合の名称を下越福祉行政組合に変更するものだ。また、複合的一部事務組合となることから、追加する共同処理事務の議決の特例について規定するものだ。新旧対照表については57、58Pにあるので、参考にごらんいただければと思う。以上だ。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第144号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第145号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 鈴木美宝君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

こども課長 おはようございます。議第145号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について説明をさせていただく。令和2年12月に開院予定の村上総合病院内に病児保育施設を設置する予定としていることから、同条例第41号第2条に名称と位置を加え、あわせて第3条、対象となる児童についても改正を行うものである。新旧対照表は、59Pのほうに記載しているので、参考までにごらんいただきたいと思う。以上だ。よろしく願いいたす。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第145号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第146号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第146号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、本市が設置するデイサービスセンターの休館日について、利用者の状況や運営の実情等を勘案し、毎年度指定管理者からの協議を受け、一部の施設で休館日を変更しているところであるが、利用者にも定着してきていることから、休館日の規定を改正し、来年度から運用しようとするものである。また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成26年に施行され、介護保険法の一部が改正されたことにより、通所介護のうち利用定員が18人以下の施設については、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として位置づけられたところである。これにより、条例に係る地域密着型通所介護の所要の規定を改正するものである。新旧対照表については、60P以降を参考にさせていただきたいと思う。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質疑)

長谷川 孝 今介護高齢課長説明してくれたのだけれども、2016年の4月1日からその通所介護というのが2つに区分された。その中で、19人以上というのが今までのその通所介護で、18人以下というのが地域密着型通所介護ということになったわけだね。それで、いろいろ調べていくと、その自己負担額についても、地域密着型通所介護というのは割高になるよね。普通の通所介護よりも若干割高になると思う。それで、こういうふうな形にしたというのは、例えば私がよく相談受ける、例えば上海府のデイサービスセンター、指定管理でささえあい生活協同組合というところ、新潟から来ている指定管理者なのだけれども、非常にその介護士不足とかいろいろなことでなかなか運営が大変だということ踏まえた上で地域密着型通所介護にして、例えば若干でもその売上げをふやすとかという、そういう目的というのが明確な形でそういうような目的にしたために、例えばこういう地域密着型通所介護というのに加えたのか、その辺ちょっと説明していただきたいのだが、どんなものなのだろうか。

介護保険室長 上海府デイサービスセンターについては、この法改正のときの時点で既に定員が18人ということで運営行っていたので、法改正とともに地域密着型通所介護施設として運営に変わっている。以上である。

長谷川 孝 わかった。それで、一番あれなのは、地域密着型通所介護というのは例えば市内の人という限定されるようなところあるのだけれども、今までその通所介護でもって市内以外の人なんて来ていた事例なんてあるのか。

- 介護保険室長 地域密着型に変わる前は、広域型の通所介護ということで、全体になるけれども、運営であるけれども、市外の方で利用されていたということは聞いていない。
- 長谷川 孝 それも一つの目的になるわけだね、市内の人に限定するという。それはもう村上市の場合は、今までなかったからないと。そうすると、地域密着型通所介護になっていたところもあるっていうことを考えた場合に、一番言いたいのは、自己負担額を割高にするっていうふうな、どっちかって言ったら経営をよくするような形に持っていきたいという目的を立てた話が私は多いのだと思う。そういうあれでもない、全体的に見たらどういうためにこういうふうな形に加えたということの説明になるのか私は理解できないのだけれども、ちょっと説明していただきたいと思う。
- 介護保険室長 先ほど説明申し上げたとおり、国の法律改正によって定員18名以下というのは地域密着型の通所介護ということで、施設の形態として変わったものである。それによって、名称どおりより地域に結びつきの強い施設としての運営ということで位置づけられて運営になった、変更になったものである。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第146号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

- 介護高齢課長 それでは、議第147号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、福祉センターゆり花会館を公募によらず社会福祉法人村上市社会福祉協議会会長、山田茂也氏に限定指定しようとするものだ。指定期間は、令和2年4月1日から令和7年の3月31日までの5年間である。村上市社会福祉協議会は、この施設を拠点に山北地域の高齢者福祉事業のため各種自主事業を開催するなど、積極的に取り組んでいる。施設の効果的運営を図るため、継続して指定管理することが適当と考え、公募によらず限定指定しようとするものである。詳細については、指定管理者の指定に係る資料9P、10Pを参照いただきたいと思う。以上だ。よろしく願いいたす。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第147号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7

議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 それでは、議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、神林いこいの家を公募によらず村上市レクリエーション協会会長、内山忠男氏に限定指定しようとするものである。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間である。村上市レクリエーション協会は、特色のある事業や行事を取り入れた運営を行い、参加者から好評を得て介護予防に大きな効果を発揮しており、施設の効果的運営を図るため、継続して指定管理することが適切と考え、公募によらず限定指定しようとするものである。指定期間の3年についてであるが、指定管理者制度運用ガイドラインでは、限定しての場合は5年を表示期間とするとなっているが、施設の老朽化が進んでおり、また利用状況についても生きがい活動支援通所サービス事業以外の利用が少なく、利用内容からも当該施設を利用する必然性が低く、他施設でも活動可能と考えられることから、施設の現状及び利用者の状況や施設の必要性を考慮し、施設を継続しないことも念頭に置きながら今後の管理運営方針について協議していく必要があると考えており、その協議期間を考慮し、第3期の指定期間を3年とする方針である。詳細については、指定管理者の指定に係る資料11、12Pを参照いただきたいと思います。以上である。よろしくお願いいたします。

（質疑）

尾形 修平 今課長の説明で、老朽化が進んでいて将来的に継続できないかもしれないといったときの3年後の受け皿として、市が想定しているところというのはどこかあるのか。

介護高齢課長 今のところちょっと検討で二、三はあるのだけれども、一応ドア・ツー・ドアで迎える行ってそのまま施設まで来るので、施設的にはどこにあっても行けるかなという考えある。それで、今先ほど言ったように築40年もたっているの、いろいろと修繕が出てきて、今後のことを考えるとちょっと別なところも考えねばならないのかなということ、この検討期間として3年お願いしたいと思う。

〔委員外議員〕

高田 晃 今の質問と関連しているのだけれども、非常に建物の老朽化もしかりだけれども、実績が思わしくないということだけれども、前年度どのぐらいの利用状況あるのか。

介護高齢課長 平成30年度で2,348人である。

高田 晃 この数字というのは、課長どんなふうを考えているか。他の施設に比べて多いのか少ないのか。あるいは、今3年後の判断基準にもなっているということだけれども、どんな感じか。

介護高齢課長 事業的には大変いい事業で、多くの人に来ていただいているかなと思っているが、ただ先ほど言った生きがい活動支援事業のほかほとんど利用がなくて、先ほど言ったように老朽化してきていることもあり、これ先ほど言ったドア・ツー・ドアの関係もあるので、この事業はそのまま継続していくつもりでいる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第148号は、起

立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（こども課長 鈴木美宝君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

こども課長 議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、あらかわ病児保育センターについて公募により指定しようとするものだ。応募団体が1団体であったことから、指定管理者の候補者選定における基本方針に従い、選定委員会で評価、選定したものだ。団体は、学校法人北都健勝学園・社会福祉法人真心福祉会共同事業体である。指定管理者となる団体は、平成29年7月からこれまで地域や保護者からの信頼も厚く、業務実績も良好に管理運営がなされていることから、現指定期間に引き続き5年間の指定管理をしようとするものだ。なお、詳細については、指定管理者の指定に係る資料の2Pから4Pに記載しているので、あわせてご参照をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

（質疑）

尾形 修平 この指定管理自体はいいのだけれども、先般利用対象学年を3年生から6年生までに上げたのだけれども、その状況というのはどうなっている、変えた後の状況。

こども課長 では、具体的な数字について室長のほうから説明をお願いする。

子育て支援室長 9月に年齢拡充をしたけれども、実際今段階で小学校4年のお子様がお一方登録をしているが、利用には至っていないという状況だ。

木村 貞雄 この4Pの、訂正すると言って職員が来て張っていったのだけれども、指定管理料の7,523万3,000円とこの表の収入の中の指定管理料の7,523万5,000円と2,000円違うのはどうなのか。

こども課長 指定管理料の訂正の部分であるよね。大変申しわけなかった。人件費について、5年分で割るところをちょっと計算ミスがあって差が出たということで、訂正をさせていただいた。人件費の部分についてだ。

（何事か呼ぶ者あり）

木村 貞雄 これ誤りがあって、直して行って貼っていったのだ。

（何事か呼ぶ者あり）

こども課長 担当の副参事のほうから説明をさせていただく。

子育て支援室副参事 指定管理期間における申請指定管理料については、指定管理を応募していただいたそちらの法人からの指定管理料の額になる。その下、市の指定管理料積算内訳、こちらのほうが市のほうで公募するに当たって積算した指定管理料になるので、その差が2,000円あるということになる。

河村 幸雄 施設の利用対象者が村上市または関川村に在籍ということであるけれども、その利用状況、村上市と関川村さんの割合というのをちょっと教えていただきたいのだけれども。

こども課長 平成30年度の実績だが、トータルで353件のうち、村上市在住の利用が318、関川村の方の利用が35名というふうになっている。

河村 幸雄 それと、村上市の利用者の中でどうしても地域性があるかと思うのだ。その辺ちょっと、全ての数字というのではなくても教えていただければと思う。

こども課長 同じく平成30年度の実績である。村上地区が318のうちの148、荒川地区が103、神林

地区が63、朝日地区が4、山北地区がゼロということである。

河村 幸雄 ありがとうございます。

尾形 修平 今回の質問に関連して、先般杏園さんで病児保育、12月2日からだったかということでチラシ出たと思うのだけれども、その辺の利用状況なんかは把握しているか。

こども課長 具体的な数字について、室長のほうから願います。

子育て支援室長 12月2日からの利用開始ということになっているかと思うが、12月2日で1名、3日で2名、4日がゼロ、5日がゼロ、6日がゼロ、9、10と各1名ずつの利用、11がゼロ人という形になっている。

尾形 修平 今メディアなんかでも放送されているように、インフルエンザが結構全国的にもはやっていて、新潟県もその中に入っているのだけれども、今その対象になっている子というのは、ほぼインフルエンザか。そこまでは把握していないか。

子育て支援室長 症状の中身までは確認していなかった。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第149号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（こども課長 鈴木美宝君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長 続いて、議第150号、同じく公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、神林学童保育所について、平成29年4月からこれまで適正に管理運営されていることから、NPO法人希楽々に公募によらず現指定管理期間に引き続き5年間の指定管理をしようとするものだ。公募によらない理由としては、その管理状況は良好であること。これまでの好感度を維持しながら現状の管理運営体制に工夫を重ね、利用者や地域から愛される施設となるようこの法人が培ってきた専門的な技術や手法により、当該施設の事業の充実及び向上が期待できるものと考えたことによるものだ。なお、詳細については、指定管理者の指定に係る資料の13Pから15Pのほうを参照していただきたいと思う。よろしく願いいたします。

(質疑)

長谷川 孝 この指定管理料の中に、この前も本会議の初日のときに総務課長に質疑したのだけれども、会計年度の任用制度で特別職、村上市があれしていた特別職とかというのは、その号と級によって7.5時間とかでもってあれされたから、その説明受けて納得はしたのだけれども、指定管理の人たちはどうするのだといったら、総務課長としてはいや、それこれから決めなければだめな大きい問題なのだという話ししたのだけれども、この指定管理料の中にはそういうようなものに対してはどのような形で対応しているのだろうか、教えてくれるか。

こども課長 現段階では通常の価格、人件費を盛り込ませていただいている。そちらのほうの指定管理者との雇用者側との会計年度任用職員との差ということであったので、先日総務課長からのお答えのとおりで、今後見直しをしてその中に盛り込め、見直し

を図っていくということ考えている。

長谷川 孝 わかった。それは、来年度の4月1日以降ということになるわけだから、そこまでは対応できるということでもいいわけだね。

こども課長 その時期も含めて、変更契約ということになるのか、その辺はまた詳細については詰めていきたいと考えている。

尾形 修平 神林の学童保育所に関しては、先般この市民厚生の開会中の事務調査でお邪魔してきた。ここも、旧保育園を利用して運営しているわけなのだけれども、施設自体がかなり老朽化しているし、この今の積算内訳見ると、修繕料も年間10万円ぐらいしかずっととっていないわけで、その仕様書の中で多分50万円以上のやつは市・・・50万円でもいいか、ちなみに。30万円、50万円。

(何事か呼ぶ者あり)

尾形 修平 トータルではなくて、年間の仕様書の中で50万円以上のやつが市が負担、30万円以上が市が負担とうたっていると思うのだけれども、それ幾らだ、ちなみに。

こども課長 神林支所の室長に答えてもらう。

神林支所地域振興課地域福祉室長 経常的な修繕については10万円の予算を盛っているが、それ以上かかる部分については、後で精算という形で協議しながら進めていくが、大きい工事については、50万円以上を想定している。

尾形 修平 だから、普通指定管理に出すとその仕様書の中でうたうわけだね、50万円以上は市、50万円以下は事業者でというふうに。だから、この金額が私少ないのではないかなと思うわけだ、年間の修繕料として10万円というのは。今支所の方言われたように、後で精算だと言っても、それが事業者のほうの負担になるのでないかなというのをちょっと懸念しているのだけれども、その辺いかがか。精算がうまく円満に精算できているのか、今まで過去も含めて。

神林支所地域振興課地域福祉室長 これまでの実績、10万円で運用してきたわけだけれども、若干超える部分もあったが、きちんと精算はできている。

尾形 修平 あと、この神林の学童保育所に関しては、先般伺ったときに子どもたちのバスの運行というか、この神林も保育園が2園、小学校も統合されてあったわけなので、そのやつを今指定管理者がやっている。だから、それ私らも話したときに、学校教育課と相談してスクールバスでの送迎ができないのかという話したのだけれども、その辺その後何か話しされたか。

神林支所地域振興課地域福祉室長 その後、学校教育側とも具体的な打ち合わせはしていないが、私内部のほうでそういうスクールバスの運用ができないか、若干であるが、検討を始めたが、平常時はスクールバス運行していない集落もあるので、冬期間はスクールバスで運行している部分が多くなるわけだけれども、冬期間でない時期の運用については、スクールバスがないものだから、その辺の部分をもっと考慮しながらこれから詰めていきたいなと考えている。

尾形 修平 これ本当に学区が統合されたことによって、この運営している希楽々さんの負担が私ふえるのではないかなというふうに懸念しているのだ。だから、本当に公でというか、学校教育のほうでできることと希楽々でできることのちゃんと線引きをして、うまくその子どもの送迎に関してはやっていただきたいと思うので、よろしく願います。

河村 幸雄 神林学童保育所においては、入所者をたまには外出もしたり、パルパークに利用したりというその施設、指定管理者ならではのいろいろな魅力というか、そういうよ

うな形で運営をしているような状況を見させていただいた。そんな中で、ほかの保育所がどうだという話ではないけれども、そういうすばらしい事例を見ながら、各地域の学童保育所の運営または現状を検証することが全ての保育所の充実につながっていくかと思う。すばらしい成功例だというふうに思っているのでも、検討していただきたいと思うけれども、学童保育。

こども課長

山北地区においても指定管理を導入していて、おたすけさんぽくさんのほうに管理運営をお願いしている。そちらのほうでも、また民間のノウハウということである活動していただいているかと思う。ほかの学童保育所においても、その施設の状態であったり環境であったりに応じた活動をしているということではあるが、物理的に敷地が狭かったりとかということもあるので、それについては今後学童保育所の全体的な整備ということで、そういう活動の広がりとか質とかというものを考慮しながら整備に当たって考えていきたいと考えている。

木村 貞雄

私も、今回質問の中で神納東小学校の子育て支援ということで、まだ学校教育課でもはっきり考えていないし、将来的にこういうのをまず例えばそっちのほうに行った場合に変更する余地はあるのだろうか。

こども課長

場所の変更ということによろしいだろうか。

木村 貞雄

場所を変更すれば、当然全体的に変わってくると思うのだけれども、その辺でまだ決まっていないようなので。

こども課長

本会議の中でもお答えをさせていただいたとおり、神納東小学校については、その用途、どういう用途をそこに付加させていくのかということ、あと運営の仕方ということで、一番いい利活用の仕方ということで、今現在まだ検討を重ねている段階である。その中で、学童保育所をそこに移すということも可能性としてはゼロではないとは考えているが、今後具体的な検討を図っていきたいというふうに考えている。

〔委員外議員〕

高田 晃

この指定管理料の積算の中で、先ほど回答があったとおり、いわゆる会計年度任用職員制度に来年4月から導入される。指定管理料の積算の人件費にも、それらを考慮しながら来年4月までというふうなお話があったが、この学童保育の職員、希楽々が雇用している職員だと思うのだが、この方々の勤務体系というか勤務時間、何かおわかりだったら教えてくれ。

こども課長

神林支所の福祉室長に答弁をお願いします。

神林支所地域振興課地域福祉室長

2期目の積算の中では、学童保育所の人員体制は時間的なシフト勤務の者も含めて12名体制を考えている。通常の平日勤務する、平日というのは学校が放課後、午後2時ころから6時半までの勤務になるけれども、基本的には平日勤務の者が4名、あと土曜日だけの専門の者も午前2名、午後2名という配置。あと、長期休業中の午前に係る部分だが、それも午前4名、午後は平日勤務の者が当たるという形になる。それにあわせて、所長1名と指導員1名が配置になっている。

高田 晃

通常学校をやっている時期、この時期とやはり休業日というか夏休み、冬休み、春休み、この期間だとその労働時間が多分変わってくると思うのだ。なので、何言いたいのかというと、村上市の場合来年度から制度設計しているのがいわゆる38.45以下のパートタイムを想定しているのでも、その学童保育の指導員の皆さん、例えば休

みの夏休み、春休みの就業時間がそれより超えてしまうと、ちょっとねじれ現象が起きてくるかなというふうな心配あったものだから、お聞きした。以上だ。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第150号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 それでは、議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、村上市コミュニティデイホームを公募によらず村上市レクリエーション協会会長、内山忠男氏に限定指定しようとするものである。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間である。村上市レクリエーション協会は、介護予防事業の提供の場として、軽運動から脳の活性化、仲間づくりなどのサービスを提供するなど、自主事業も取り入れて参加者からは開催が待ち遠しいなどと好評を得ており、また観光客の立ち寄り場、休みどころとして提供しており、イベントの際に利用者の作品を展示するなど、張り合いづくりをうまくつくり出すなど、引き続き施設の効果的運営を図るため、継続して指定することが適切と考え、公募によらず限定指定しようとするものである。指定期間の3年についてであるが、これまでと同様に高齢福祉分野での利用を継続しながら、観光や地域コミュニティ等の分野でも活用するために、関係各課と連携し、施設の有効利用の方策や今後の運営方針等について協議を進め、新たな形で運営していきたいと考えており、その準備期間を考慮し、3年とする方針である。詳細については、指定管理者の指定に係る資料の16、17Pをご参照いただきたいと思う。以上である。よろしく願いいたす。

（質疑）

木村 貞雄 これ鍛冶町でやっているのだけれども、高齢者の利用料金は取らないのだけれども、この中に1年ずつ令和2年度から5,000円ずつ利用料金掲げているのは、これ部外者が使わない時間を利用するような形なのか。

介護高齢課長 そのとおりである。

木村 貞雄 終わる。

尾形 修平 これ今の質問に関連して、利用状況をちょっと教えてもらえるか。

介護高齢課長 平成30年度については2,845人である。

尾形 修平 今課長言われた延べ人数だと思うけれども、それを利用される方というのは、ある程度限定されてくると思うのだけれども、その実人数というのまでは把握していないか。

高齢者支援室長 こちらのコミュニティデイホームなのだが、元気クラブという介護予防事業で活用されているのだが、こちらのほうの定員は20名となっている。月に2回、5月から2月利用ということで、このような延べ人数になっている。

尾形 修平 そうすると、実人数で言ってその定員20人。20人の方だけがいわゆる利用しているようなふうにしか聞こえてこないのだけれども、それでいいのか。

高齢者支援室長 ただいま申し上げたのが休日、祝日と月曜日が休館日となっていて、こちらの2,845人のほうにはその人数が含まれていない。人形さま巡りだとか、あと村上大祭

だとか、そういうような人数というのは、こちらのほうには計上されていない状況である。

尾形 修平 私も関連して聞こうと思ったのだけれども、人形さまとか屏風まつりに来て立ち寄られた方というのは、この数字にカウントされていない。だから、実利用者というのはもっと余計いるはずなのだよ、実際の話。その辺まではカウントしていないということなの。

高齢者支援室長 休日と祝日に関してなのだが、こちらは別にシルバーのほうにちょっと入っているのだが、その人数で約1,200人程度というふうな報告は受けている。

尾形 修平 いい。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第151号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第161号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、議第161号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてよろしく願いいたします。歳入歳出の総額にそれぞれ420万円を追加して、予算の規模を64億1,770万円とするものである。補正の主な内容であるが、歳入においては7、8Pをごらん願う。4款の国庫支出金、1項3目社会保障税番号制度システム整備費補助金88万円を計上いたしました。これは、今後予定されているオンライン資格確認に対応するための本年度中に必要な自庁システム改修経費に対する補助金である。7款の繰入金、1項1目一般会計繰入金3,155万2,000円の減額は、職員人件費の調整、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定によるものである。8款繰越金、1項2目その他繰越金に前年度繰越金3,487万2,000円を計上いたしました。続いて、歳出のほうであるが、9、10Pをお願いする。1款総務費、1項1目一般管理費だが、説明1の電算業務委託料88万円には、歳入のほうで説明いたしましたオンライン資格確認に係る連携項目追加等に係るシステム改修経費である。説明2の一般管理職員人件費417万3,000円の減額は、異動等に伴う職員人件費の調整によるものである。7款諸支出金、1項5目保険給付費等交付金償還金756万5,000円は、平成30年度国民健康保険給付費等交付金、普通交付金の精算に伴う返還金である。8款の予備費7万2,000円の減額は、歳入歳出の調整によるものである。以上、よろしく願いいたします。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第161号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第162号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、続いて議第162号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてよろしくお願ひいたす。歳入歳出の総額からそれぞれ1,410万円を追加して、予算の規模を7億2,380万円とするものである。補正の内容だが、歳入においては7P、8Pをごらん願う。3款繰入金では、一般会計繰入金として職員人件費の補正により169万4,000円を計上している。4款の繰越金では、前年度繰越金1,240万6,000円計上いたした。歳出においては、次の9から10Pをお願ひいたす。1款総務費では、職員人件費の調整により169万4,000円を追加し、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、平成30年度の精算による追加分として1,236万6,000円を計上したものである。6款の予備費4万円は、歳入歳出の調整によるものである。以上、よろしくお願ひいたす。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第162号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13 議第163号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 それでは、議第163号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたす。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ770万円を減額し、予算の規模を79億9,200万円にしようとするものである。8、9Pをごらんいただきたいと思う。歳入では、4款国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）5万4,000円の減額だが、職員人件費の調整によるものである。6款の県支出金、2項2目、同じく地域支援事業交付金の2万5,000円の減額であるが、これも職員人件費の調整によるものである。8款繰入金、1項3目、同じく地域支援事業繰入金であるけれども、2万5,000円の減額であるが、職員人件費の調整によるものである。8款1項4目の事務費等繰入金759万6,000円の減額であるが、これも職員人件費等の調整によるものである。次に、歳出である。10、11Pをごらんください。1款総務費、1項1目一般管理費であるが、説明欄の1の一般管理経費3万2,000円は、シュレッダーの購入の追加による

ものである。2の一般管理職員人件費760万7,000円の減額は、職員人件費の調整による減額である。1款3項1目認定審査会費2万1,000円と1款3項2目の認定調査費8万2,000円は、燃料費の追加をお願いするものである。3款地域支援事業費、3項1目総合相談事業費33万8,000円の追加、3款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費42万4,000円の減額及び12、13Pの3款3項5目生活支援体制整備事業費4万8,000円の減額であるが、いずれも職員人件費の調整によるものである。7款の予備費、1項1目予備費の9万4,000円の減額は、予算調整のためである。以上である。よろしく願います。

(質 疑)

木村 貞雄 歳出の12、13Pなのだけれども、ここに上のほうに公務災害補償基金負担金、補正額7,000円上がっているのだけれども、これ当初予算3万1,000円上がっていて、この7,000円まず追加したわけなのだけれども、この内容についてお聞かせ願いたい。

介護保険室長 ご質問の点であるけれども、職員人件費の調整、補正全体にかかわるのだけれども、当初予算については、昨年度の人員体制で当初予算組んでいるし、今回の補正については、今年度の体制で改めて調整して計上してあるので、それによって差額出た分の補正計上ということである。

木村 貞雄 わかった。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第163号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(「債務負担行為はいいんですか」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 願います。済みません、失礼した。

介護高齢課長 それでは、債務負担行為について、4Pをごらんください。第2表の債務負担行為の補正は、通所型介護予防事業利用者送迎マイクロバス運転業務委託料についてである。令和元年度については、令和2年度業務委託の準備契約を行うためである。委託料は、令和2年度からになる。以上である。

渡辺委員長 大変失礼した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長(渡辺 昌君)閉会を宣する。

(午前11時26分)